

宮古市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、宮古市消防団（以下「消防団」という）の活動に積極的に協力している事業所等を消防団協力事業所として認定し、その証として表示証を交付することにより、消防団と事業所等との協力体制の構築を図るとともに、消防防災活動への参画の機運を高め、もって地域の消防防災力の充実、強化等を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所その他の消防団に協力する団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が第4条の規定により消防団の活動に協力している事業所等として認定した事業所等をいう。
- (3) 表示証 市長が第8条の規定により消防団協力事業所に対して交付する表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長及び消防団の活動を支援する自治会長等をいう。

(消防団協力事業所の認定の申請等)

第3条 消防団協力事業所としての認定を受けようとする事業所等は、宮古市消防団協力事業所認定申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 消防団長等は、消防団の活動に協力している事業所等について、宮古市消防団協力事業所認定推薦書（様式第2号）により、消防団協力事業所の認定を市長に推薦することができる。

(消防団協力事業所の認定)

第4条 市長は、前条の規定による申請又は推薦があった場合において、当該申請又は推薦に係る事業所等が消防法（昭和23年法律第186号）その他の消防関係法令の規定に違反する事実がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所としての認定をするものとする。

- (1) 事業所のうち消防団の任務に積極的に協力していると認められるもので、消防団に入団している者が1名以上いること。
- (2) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供する等の協力をしていること。
- (3) 消防団の特定の役割を担い、若しくは活動し、又は大規模災害等の際に支援できる従業員等による組織を設置していること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災活動の充実、強化等に寄与していること。

(認定の期間)

第5条 前条の認定の期間は、当該認定の日から起算して2年とする。

(認定の更新)

第6条 市長は、第5条の認定の期間が満了する前に消防団協力事業所の認定の継続の意思を確認したときは、当該消防団事業所に係る第4条の認定の更新をするものとする。

2 市長は、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「消防庁表示証」という。）の交付を受けたときは、当該消防団協力事業所に係る第4条の認定の期間

が満了する前であっても、第4条の認定の更新をするものとする。この場合において、当該更新に係る第5条の認定の期間は、当該消防庁表示証の交付を受けた日から起算して2年とする。

(認定の取り消し)

第7条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該消防団協力事業所に係る第4条の認定を取り消すことができる。

- (1) 事業等を廃止し、又は休止したとき。
- (2) 第4条各号に掲げる基準のいずれにも適合しなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第4条の認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所として適当でないと認めるとき。

(表示証の交付等)

第8条 市長は、第4条の認定をしたときは、当該認定に係る消防団協力事業所に表示証を交付するものとする。

2 表示証の様式は、様式第3号のとおりとする。

(表示証の表示)

第9条 消防団協力事業所は、事業所等の建物の見やすい場所等に表示証を表示するものとする。

- 2 消防団協力事業所は、パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告において、表示証を表示することができる。
- 3 表示できる表示証の様式については、様式第3号のほか、様式第3号で定められた寸法を同比率に拡大し、又は縮小したものとする。

(表示証の返還)

第10条 消防団協力事業所は、第5条の認定期間（第6条の規定により認定の更新がされた場合を含む）が満了したとき、又は第7条の規定により第4条の認定を取り消されたときは、速やかに表示証を市長に返還しなければならない。

(消防団協力事業所認定整理簿)

第11条 市長は、消防団協力事業所の認定に関し、宮古市消防団協力事業所整理簿（様式第4号）を備え付けるものとする。

(消防団協力事業所の公表)

第12条 市長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の消防団協力事業所に関する事項について、広報紙等により公表するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。